飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件　新旧対照表

〇飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和51年11月19日農林省告示第1074号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年８月17日農林水産省告示第1571号）	旧
別表１（第１条関係） １〜22　（略） 23　そしゃく配慮食品 別表２（第２条関係） 　次表の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	別表１（第１条関係） １〜22　（略） ［新設］ 別表２（第２条関係） 　次表の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

新：

（略）		
そしゃく配慮食品	５０ｇ未満のもの	５０ｇ

旧：

（略）		
［新設］	［新設］	［新設］